

10/18 県令

旧統一教会調査

解散の当否、速やかに



同法には解
散命令に関する規定も
ある。教団
が公共の福
祉を害し、宗教団体の目的的差別化
する行為をしていないか、迅速
徹底的調査すべきだ。

前掲はまのうの衆院予算委員会
で、調査を指示した理由が「組織
的な不法行為責任を認めた国事裁
判や、九月にまでに政府の窓口行
きで、三十件以上の違法相談があつた
といふ」などである。

調査はオウム真理教事件を受け
た一九九五年の同法改正で導入
された。これまで何度も実施された例はな
く初めての適用となる。

教団は「疑惑刑法」被指は
最年長者ながら、政治が數十
年にわたり「犯してしまった問題
だ。今回、調査に踏み切るのも、
安否面三元首相の統轄事件を機に
国民党と教団との不透明な関係行
批判が強まり、政権が追い詰め
られたからではない」といふ。

調査部は専門部として追

「朱じた。議論を促してた」。

文化部は「十五四日も質問提出
使ら議論や基本方針をまとめるた
めの専門部議論を開く」。

その後、文部科学省の諮問機関
「宗教法人審議会」の意見を聽取
した上で年内に調査を始め、解散
命令に該当する事実關係を指摘す
れば、調査の検査や裁判所に解
散命令を請求する」という。

ただ、回復に掛かる調査の権限
は強い。文部省や文化部にて
あるのは問題だけだ。教団施設の
立入りは教団の同意が必要にな
る。被指者や全国連絡協議会対策
本部十連絡の協力も得じ、施設
を明かに「守れ」とが必須だ。

前掲は教団との交渉で「政治
への影響が弱りけり」と強打して離
婚した。林生田光一が政調幹事も
眞理教会をめぐる「自民党連携の
闇」が教団の使用を始めたとの批
評が「實にあらず」と反駁しな
いとはならない」と述べた。
だが、OIO五年の教団の名称
変更など、政府や自民党的政策決
定に教団の影響がなかった否かに
つことも調査対象に含めなければ
国民の理解は得られまい。

論説

2022.10.18